別紙２

特別養護老人ホーム経営支援補助金における「サービス改善計画」等の取組を公表します。

経営支援補助金と福祉サービス第三者評価

特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付施設においては、平成１９年度から、以下の取組を実施しています。

- **○　少なくとも３年に１度は第三者評価を受審**
- **○　第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施**
- **○　第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表**

＜特別養護老人ホーム経営支援補助金とは＞

特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設となるため、特別養護老人ホーム経営支援補助を東京都独自に行っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- **○　施設から東京都に提出された「サービス改善計画」**
- **○　「利用者に対する調査」の結果報告書（これら調査を実施した施設のみ。）**

サービス改善計画は「第三者評価」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※経営支援補助金交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスの更なる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

別記第6号様式

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	特別養護老人ホーム　さくらヶ丘	施設番号	K296

項目	前年度の評価結果に基づく現状分析 （平成29年度）	改善計画 （平成29年度末時点）	実施状況（予定を含む） （平成30年4月30日時点）
施設の各種取組みや、利用者の日常生活の紹介など、施設の素晴らしさを一層アピールできるような、ホームページの改善について	当施設のホームページは、平成26年度にリニューアルされ、見やすく、利便性も向上した。 コンテンツが絞られサイトマップがあるため、ホームページ内の情報を簡単に見つけることができる。 全体のデザインは端正で、落ち着きのある施設の雰囲気とマッチしている。反面、地域貢献活動、防災への取組みや家族との交流など、施設が力を入れている活動や施設行事、利用者の日常生活の情報などは少ない。	施設の活動、利用者の様子を掲載するなど、施設運営の透明性を更に高め、施設の良さをより一層アピールできるように努め、平成29年度の稼働率は95.88%（前年度比5.07%増）に向上した。	① 実施済み 2 実施予定（平成　　年　　月ごろ） 具体的には以下のとおりです。
稼働率の向上のため、多職種連携による一層の尽力について	当施設の稼働率は、平成28年度の目標が97%であったが、実績は90.81%であった。 施設は未達成の原因として、入院による退所や死亡退所が短期間に集中し入居が追いつかず、空床の期間が長引いたこと、国の入所基準が要介護3～5に変更になったこと等が挙げている。 しかし、稼働率の向上は施設運営最重要課題の一つである。	入院の原因となる病気の予防、利用者の入院期間等の情報の早期把握、入所待機者の早期入所、ショートスティの活用による特養への円滑な入所等の対策を多職種連携により推進するなどで、稼働率向上に努めた。	① 実施済み 2 実施予定（平成　　年　　月ごろ） 具体的には以下のとおりです。
多職種連携による利用者の食事の巡回観察の実施について	当施設では昼食時に管理栄養士が各ユニットを巡回して、利用者の食事の状況を観察し評価している。しかし、管理栄養士一人では観察・評価に限界がある。 施設によっては看護師や機能訓練指導員、介護支援専門員等が連携して巡回し、利用者の嚥下の状況、食事の姿勢、職具の種類や使用方法、食事介助の方法、テーブルやイスの高さなど多方面から評価しているところがある。多職種が同時に巡回するのは困難であろうが、管理栄養士以外の職種が毎月1回交替で管理栄養士と同行巡回することは可能かと思われる。	昼食時に管理栄養士以外に介護職、看護職、介護支援専門員兼生活相談員が管理栄養士と一緒にユニットを巡回して利用者の食事状況を観察し、評価するように改善を進めた。	① 実施済み 2 実施予定（平成　　年　　月ごろ） 具体的には以下のとおりです。

※この様式は、「平成29年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価（又は利用者に対する調査）の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。